東北公益文科大学の機能強化に係る支援業務委託 プロポーザル公募要領

令和6年11月 公立大学法人設立準備委員会

1 目的

この要領は、「東北公益文科大学の機能強化に係る支援業務」について、随意契約の相手方となるべき者を選定するに当たり、企画提案を募り、応募した事業者から業務委託候補者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 委託業務の内容及び仕様等

(1)業務の名称

東北公益文科大学の機能強化に係る支援業務

(2) 業務の内容

「東北公益文科大学の機能強化に係る支援業務委託基本仕様書(企画提案用)」(別添)(以下「仕様書」という。)による。

(3)委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

(4) 事業費の上限額

4,840,000円 (消費税及び地方消費税を含む。)

3 応募に関する事項

(1)参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- ① 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- ② 公立大学の法人化に関する業務と学部学科等の設置・再編に関する業務のいずれも受託した経験を有する者であること(国、地方公共団体、国立大学法人(国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。)、公立大学法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第68条第1項に規定する公立大学法人をいう。)又は学校法人(私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人をいう。)の業務に限る。)。
- ③ 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- ④ 山形県税(山形県税に附帯する税外収入を含む。)を滞納していないこと。
- ⑤ 消費税を滞納していないこと。
- ⑥ 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入していること (加入する 義務のない者を除く。)。
- ⑦ 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続又は民事再生法(平

成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続を行っていないこと。

- ⑧ 次のいずれにも該当しないこと(地方自治法施行令第 167 条の4第1項第3号に 規定する者に該当する者を除く。)。
 - ア 役員等(入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)であること。
 - イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
 - ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害 を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する 等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
 - カ 個人である場合は、指定暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する 法律第9条に規定する指定暴力団員をいう。)と生計を一にする配偶者(婚姻の届 出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)であること。

(2) 失格事項

提案者が次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは、失格と する。

- ① この要領に定めた資格・要件が備わっていないとき
- ② 提出書類の提出期限までに所定の書類が整わなかったとき
- ③ 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど、この要領で示した要件に適 合しないとき
- ④ 提出書類に虚偽又は不正があったとき
- ⑤ 提案の内容が事業費の上限額を上回るとき
- ⑥ その他、公立大学法人設立準備委員会が設置する「東北公益文科大学の機能強化 に係る支援業務委託に関する企画審査会」(以下「企画審査会」という。) において 不適切と認められたとき

4 参加申込

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次により必要書類を提出すること。

(1) 提出書類及び提出部数

提出書類	提出部数
① 参加申込書(別記様式1)	各1部
② 誓約書(別記様式2)	
③ 山形県税(山形県税に附帯する税外収入を含む。)及び消費税の滞納がな	
いことを証明する書類(非課税のものを除く。)	
※ただし、山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第125条第	
5 項に定める競争入札参加資格者名簿に登載されている者は、提出	
する必要はない。	
ア 山形県税 山形県に収めるべき税に未納の徴収金(納期限が到来	
していないものを除く。)がない旨の証明書(各総合支庁の発行する	
直近の証明書。提出日において発行の日から3か月以内のもの。)	
イ 消費税及び地方消費税 消費税及び地方消費税の納税証明書(本	
社所在地管轄の税務署が発行する直近1年間の証明書。提出日にお	
いて発行の日から3か月以内のもの。)	
④ 暴力団排除に関する誓約書 (別記様式3)	
⑤ 会社概要書(別記様式4)	
⑥ 類似業務の受託実績一覧表 (別記様式5)	

- (2) 提出期限 令和6年11月15日(金)午後5時(必着)
- (3) 書類の提出方法

「11 提出・問合せ先」まで、持参又は郵送により提出すること。

持参の場合は、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、 日曜日及び土曜日を除く日の午前8時30分から午後5時まで(正午から午後1時まで の間を除く。)に、「11 提出・問合せ先」に持参すること。

郵送の場合は、配達証明付き書留郵便により、提出期限までに提出先に到着したものに限り受け付ける。

5 企画提案書の作成、提出

「仕様書」に基づき、次により企画提案書を作成すること。

(1) 提出書類及び提出部数

提出書類	提出部数
① 提案書(記述形式任意、30ページ以内)	各7部
② 提案書の要約版 (記述形式任意、6ページ以内)	
③ 概算費用見積書(別記様式6)	

(2) 提案書の記載内容

提案書の作成に当たっては、「仕様書」に基づき、以下の項目について記載すること。

- ① 東北公益文科大学の機能強化により目指す人材育成像に関するニーズの把握及び取りまとめに関する支援
 - ア 教育界、産業界、専門家及び行政等へのヒアリング
 - イ ヒアリング結果の取りまとめ
 - ウ 先行事例等の文献調査
- ② 学生募集のあり方、入試制度の見直し、学部等設置に関する文部科学省の審査 基準・審査動向等に関する助言、情報の提供等

(3) 提案書の様式

- ① 原則としてA4版の用紙で、縦置き左綴じ、文字横書きの冊子とし、各項下部に表紙、目次を除き、通し番号を印字すること。片面使用で多色仕上げ可。冊子の形態は自由で、綴じ込み、ダブルクリップ等の形態を問わない。
- ② 図表等を使用する場合であって説明上やむを得ない場合、A3版の用紙の使用も可とするが、この場合、当該用紙は折り込み、A4版の冊子・綴りとすること。
- ③ 提案書は(2)の①から②までの順序に記載すること。
- ④ 提案内容は、できる限り具体的に記述し、記載内容から業務内容をイメージできるようにすること。

(4) 提出期限

令和6年11月25日(月)午後5時(必着)

(5) 書類の提出方法

「11 提出・問合せ先」まで、持参又は郵送により提出すること。

持参の場合は、国民の祝日に関する法律に規定する休日、日曜日及び土曜日を除く日の午前8時30分から午後5時まで(正午から午後1時までの間を除く。)に、「11 提出・問合せ先」に持参すること。

郵送の場合は、配達証明付き書留郵便により、提出期限までに提出先に到着したものに限り受け付ける。

6 質問及び回答

(1) 質問方法

本プロポーザルに関する質問は、質問書(別記様式7)により、原則として電子メールで行うものとし、件名を「東北公益文科大学の機能強化に係る支援業務委託への問合せ」として、「11 提出・問合せ先」へ提出すること。電話や口頭、受付期間以外での質問は一切受け付けない。

(2) 質問受付期限

令和6年11月18日(月)午後5時(必着)

(3) 質問への回答

質問に対する回答は、その都度、県ホームページに掲載する。ただし、回答は、質問者の名を伏せたうえで掲載するので、質問者は必ず全ての質問と回答を確認するこ

と。なお、質問又は回答の内容が特定の質問者の具体的な提案事項に密接に関わる場合は当該質問者にのみ回答し、企画提案書等の作成及び提出のために必要なものでないと判断した場合は回答しないものとする。

7 審査及び最優秀提案者の決定方法

(1) 企画審査会において、「企画提案審査基準」(別紙) に基づき提案書類及び提案者からのプレゼンテーションにより審査を行い、各審査員の評価点の合計点数が最も高い者を、最優秀提案者(委託契約候補者)として選定する。また、必要に応じ、次点者を選定する。

ただし、最高点の者又は次点者が複数いる場合は、審査員の合議により決するものとする。

- (2)審査員の合議により契約の目的を十分に達成できないものであると判断したときは、 最優秀提案者を選定しないことができる。
- (3) 審査結果は、全ての提案者に対し、書面により通知する。
- (4) 提案者が1者のみである場合でも審査員の評価結果により、提案の内容について契約の目的を十分に達成できるものであると評価できるときは、当該者を最優秀提案者として選定する。

提案者がない場合は、一旦プロポーザルの実施を中止し、業務の内容等について再 検討の上、改めて募集を行うこととする。

8 契約締結

- (1) 最優秀提案者を随意契約の相手方とするとともに、最優秀提案者の提案に基づき契約に係る仕様書を確定し、最優秀提案者から見積書を徴して予定価格の制限の範囲内で契約を締結するものとする。
- (2) 採択された提案等については、採択後に公立大学法人設立準備委員会と詳細を協議する。この際、内容、金額等について変更が生じる場合がある。
- (3) 最優秀提案者が契約しなかった場合、又は失格となった場合は、次点者と契約手続 を行う場合がある。
- (4) 契約に当たっては、契約書を取り交わすものとする。
- (5) 委託業務の内容は、締結される契約書によるものとする。
- (6) 委託業務に係る契約手続は、公立大学法人設立準備委員会事務局において行う。

9 スケジュール

(3) 参加資格の審査結果通知 令和6年11月20日(水)までに行う。

(5) プレゼンテーションの実施 令和6年11月下旬(予定。詳細は別途通知)

(7)審査結果の通知 令和6年11月下旬(予定)

10 その他

- (1) 提案できる件数は、1提案者につき、1件とする。
- (2)提出された書類は、記載すべき事項の過不足等の有無について外形審査を行い、適 正と認められるもののみを受理する。
- (3) 提出された提案書等は返却しない。
- (4) 提出期限後における提案書等の差替え及び再提出は一切認めない。
- (5) 提案書等の作成及び提出等に要する経費は全て提案者の負担とする。
- (6) 掲載する各種データの調査・収集・収集したデータ及びコンテンツの使用承認等に 係る必要な手続は企画提案者が行うものとする。
- (7) 公募型プロポーザルの手続及びこれに係る事務処理において、公立大学法人設立準備委員会が必要とするときは、必要に応じて提案書等の全部又は一部の複製等をすることができるものとする。
- (8) 提案書等の提出後、都合により参加を辞退する場合は、速やかに書面により「11 提出・問合せ先」に報告すること。
- (9) プレゼンテーションの内容は、提出している提案書に基づくものとする。
- (10) この公募及び契約については、公立大学法人設立準備委員会の都合により変更・中止する場合がある。
- (11) 採用した提案書の著作権は公立大学法人設立準備委員会に帰属する。
- (12) 不採用となった提案書の著作権は提案者に帰属する。

11 提出・問合せ先

公立大学法人設立準備委員会事務局

(山形県総務部高等教育政策・学事文書課東北公益文科大学公立化準備室)

〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8番1号

電 話 番 号:023-630-3323

FAX番号: 023-630-2546

E - m a i 1: ybunsho#pref.yamagata.jp

※上記「#」の部分を「@」に変えた上で送信してください。

以上